

# 第3回岩手県自動車小売業最低賃金専門部会議事要旨

岩手労働局

令和7年11月13日 午前9時30分～午後1時15分

主な審議事項 公開・**非公開**

- 1 金額審議
- 2 その他

|      |    |       |
|------|----|-------|
| 出席状況 | 公益 | 3 / 3 |
|      | 労側 | 3 / 3 |
|      | 使側 | 3 / 3 |

## 審議要旨

- 1 金額審議

### 【審議経過】

労働者代表委員からは、自動車小売業の優位性を確保していく必要があり、地域別最低賃金近傍で働く労働者が多い職種と、特殊な技能や資格を持って働いている自動車小売業の労働者が、同じ最低賃金の水準であってはならないなどの主張がなされた。

使用者代表委員からは、中古車業者や整備工場などの中小企業・小規模事業所の経営者は、後継者問題、生き残りの激化、設備投資などの問題を抱えており、急激な引上げはこれら事業所の体力を考えると慎重にならなければならないなどの主張がなされた。

労使の主張に対する審議が進められ、金額の歩み寄りがみられたが、合意には至らなかった。

労使双方から公益委員案による採決が求められたことから、次の採決案が提示された。

### 【公益委員案】

案1「現行の岩手県自動車小売業最低賃金時間額1,004円を64円引き上げ1,068円（引上げ率6.37%）とする。」

案2「発効日を法定発効とする。」

### 【結審】

採決の結果、案1は賛成5人、反対3人により公益委員案が議決された。

案2は、賛成8人により全会一致で公益委員案が議決された。

- 2 その他

特になし。